

○福山市リサイクルプラザ条例施行規則

平成 12 年5月 29 日規則第 59 号

改正

平成 15 年3月 27 日規則第 73 号

平成 16 年3月 26 日規則第 17 号

平成 16 年7月 30 日規則第 37 号

福山市リサイクルプラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市リサイクルプラザ条例(平成 12 年条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福山市リサイクルプラザ(以下「リサイクルプラザ」という。)の開館時間は、午前 9時から午後5時までとする。ただし、条例第4条第1項の市長の許可を受けて研修室、会議室又は和室を使用する場合は、午前9時から午後 10 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 リサイクルプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12 月 29 日から翌年1月3日まで

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により研修室等の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福山市リサイクルプラザ使用許可申請書により市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、その申請に係る使用日前2月に当たる日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、研修室等の使用を許可し、福山市リサイクルプラザ使用許可書(以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 使用者は、研修室等を使用する際にリサイクルプラザの職員(以下「職員」という。)に使用許可書を提示しなければならない。

(使用の中止又は変更)

第6条 使用者は、研修室等の使用を中止しようとするときは、速やかに福山市リサイクルプラザ使用中止届により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに福山市リサイクルプラザ使用許可事項変更申請書に使用許可書を添付して市長に申請をし、その許可を受けなければならない。

3 前条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用者等の遵守事項)

第7条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の許可を受けていない施設等を使用しないこと。

(2) 許可なく印刷物を掲示し、又は配布しないこと。

(3) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 備付けの器具をリサイクルプラザ外に持ち出さないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、職員が管理上の必要に基づいて行う指示に従うこと。

(建物等損傷の届出)

第8条 リサイクルプラザの建物又は附属設備若しくは備付けの器具を損傷した者は、福山市リサイクルプラザ建物等損傷届により市長に届け出なければならない。

(書類の様式)

第9条 第4条第1項の福山市リサイクルプラザ使用許可申請書その他のこの規則に規定する書類の様式は、市長が別に定める。

全部改正〔平成16年規則37号〕

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第6条及び第9条から第15条までの規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(平成12年6月1日)から施行する。

附 則(平成15年3月27日規則第73号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月30日規則第37号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。